

○学校感染症と出席停止の基準○

分類	病名	出席停止基準	
第1種	(※)	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌療法が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風疹	麻疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第3種	コレラ	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	細菌性赤痢	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	腸管出血性大腸菌感染症	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	腸チフス	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	パラチフス	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	流行性角結膜炎	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	急性出血性結膜炎	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	その他の感染症	感染症胃腸炎 ノロウイルス ロタウイルス	 <p>溶連菌感染症・感染性胃腸炎・マイコプラズマ肺炎等の「その他の感染症」でも、必ずしも出席停止扱いとなるわけではありません。</p> <p>学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第3種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められている。</p>
		カンピロバクター感染症 サルモネラ感染症	
		マイコプラズマ感染症	
		インフルエンザ菌感染症 肺炎球菌感染	
		溶連菌感染症	
		伝染性紅斑	
		RSウイルス感染症	
		EBウイルス感染症	
		単純ヘルペスウイルス感染症	
帯状疱疹			
手足口病			
ヘルパンギーナ			
A型肝炎			
B型肝炎			
伝染性膿痂疹			
伝染性軟属腫			
アタマジラミ症			
疥癬			
皮膚真菌症			